

佐世保市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市が発注する競争入札（以下「競争入札」という。）において、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金額入り設計書と閲覧資料に差異が生じたことによる設計の誤りをいう。
2 この要領において「金額の誤りが軽微である場合」とは、当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額の差額が、当初設計金額の1%以下である場合であり、かつ、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）第175条の2の別表7左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額以下である場合をいう。

(入札書受付開始前の対応)

第3条 入札の公告又は指名通知をした後、入札書受付開始前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、設計違算の金額の誤りが軽微である場合であって、入札書受付開始までに、訂正した閲覧資料を入札参加者に周知できる場合は、入札を続行することができる。

(入札書受付開始後の対応)

第4条 入札書受付開始後、開札する前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。

(開札後の対応)

第5条 開札後、落札決定までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、当初の設計金額の設計違算を訂正し積算した設計金額を用いても、落札者に変更が生じない場合は、この限りでない。

(落札決定後の対応)

第6条 落札決定後、契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、当該落札決定を取り消すものとする。ただし、当初の設計金額の設計違算を訂正し積算した設計金額を用いても、落札者に変更が生じない場合は、この限りでない。
2 前項の規定により落札決定を取り消した場合において、その相手方に損害を及ぼしたときは、市長はその損害を賠償するものとする。

(契約締結後の対応)

第7条 契約締結後に設計違算があり、落札者に変更が生じることが判明した場合は、相手方と協議し、当該契約を解除する。ただし、契約の解除が及ぼす影響、契約の履行状況等により、契約を解除し難い場合は、この限りでない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、その相手方に損害を及ぼしたときは、市長はその損害を賠償するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。